

保育の必要性の認定における就労時間の下限設定について

1 保育標準時間・保育短時間の区分

(1) 保育標準時間

- ・保育標準時間の就労時間の下限設定は、1か月あたり120時間程度（1週あたり30時間程度）。
- ・原則的な保育時間は8時間であり、利用可能な時間帯（保育必要量）は11時間。

(2) 保育短時間

- ・保育短時間の就労時間の下限設定は、1か月あたり48～64時間程度で、市町村が地域の就労実態等を総合的に考慮して定める時間。
- ・原則的な保育時間は8時間であり、利用可能な時間帯（保育必要量）は8時間。

2 現行制度と新制度

	現行	新制度
就労時間の下限設定	特になし	新制度では、 <u>1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を総合的に考慮して定める時間。</u>

<新制度における下限設定について>

1か月あたり48時間	1か月あたり64時間
<p>就労状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日4時間×週3日×4週=48時間 	<p>就労状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日4時間×週4日×4週=64時間

3 桐生市のニーズ調査結果における就労状況（ニーズ調査結果報告書の抜粋）

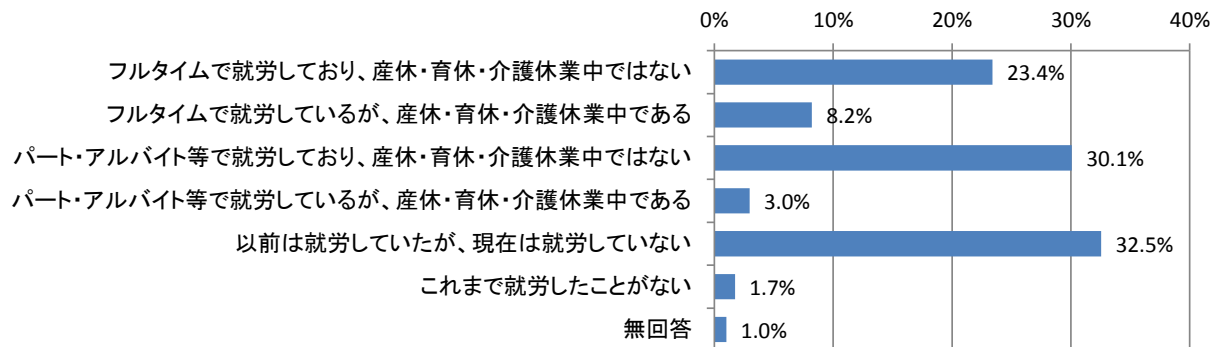
4 宛名のお子さんの保護者の就労状況について

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（1）母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

「母親」の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合は 30.1%と続いています。

産休・育休・介護休業中の割合は、フルタイム（8.2%）とパートタイム（3.0%）を合わせて 11.2%となっています。

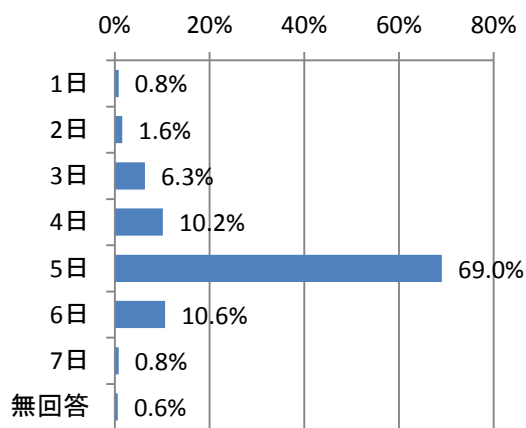


項目	度数	構成比
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	228	23.4%
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	80	8.2%
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	293	30.1%
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	29	3.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	317	32.5%
これまで就労したことがない	17	1.7%
無回答	10	1.0%
回答者数	974	100.0%
非該当	5	-

(1) -1 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。 1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

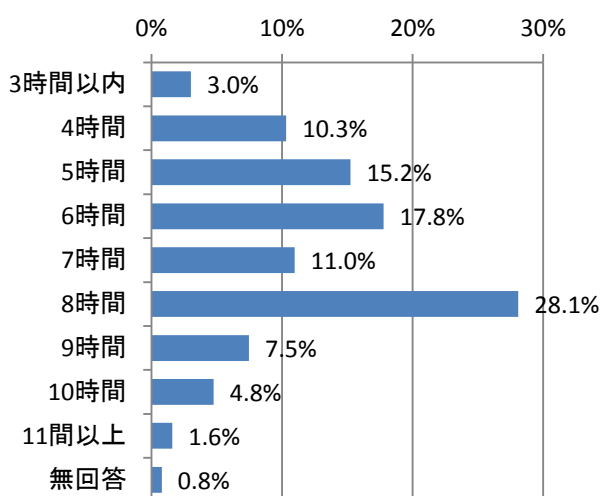
現在就労している「母親」の1週あたり就労日数は、「5日」の割合が69.0%、1日あたり就労時間(残業を含む)は「8時間」の割合が28.1%とそれぞれ最も高くなっています。

■ 1週あたり就労日数



日数	度数	構成比
1日	5	0.8%
2日	10	1.6%
3日	40	6.3%
4日	64	10.2%
5日	435	69.0%
6日	67	10.6%
7日	5	0.8%
無回答	4	0.6%
回答者数	630	100.0%
非該当	349	-

■ 1日あたり就労時間(残業を含む)



時間	度数	構成比
3時間以内	19	3.0%
4時間	65	10.3%
5時間	96	15.2%
6時間	112	17.8%
7時間	69	11.0%
8時間	177	28.1%
9時間	47	7.5%
10時間	30	4.8%
11時間以上	10	1.6%
無回答	5	0.8%
回答者数	630	100.0%
非該当	349	-

問 14 問 12 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。

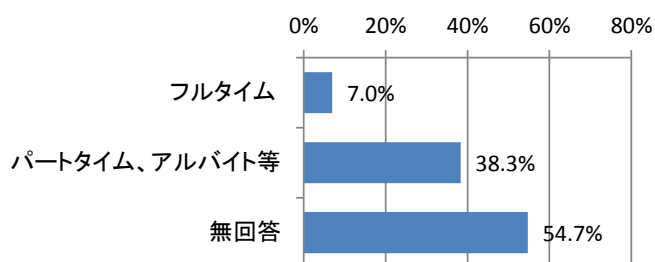
(1) 母親

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した「母親」の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が39.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が20.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が17.7%となっています。

また、就労を希望する時期（一番下の子どもの年齢）は、「3歳」の割合が28.8%と最も高くなっています。

さらに、現在就労していない「母親」の今後希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）以外）」の割合が38.3%と高くなっています。希望する就労形態がパートタイム・アルバイト等の場合の、1週あたりの勤務日数及び1日あたりの勤務時間は、「5日（54.5%）」、「5時間（42.9%）」の割合がいずれも高くなっています。

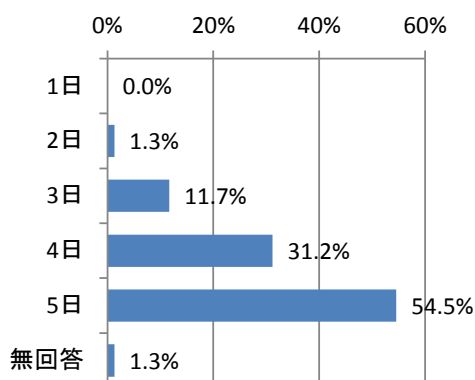
■希望する就労形態



項目	度数	構成比
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)	14	7.0%
パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)	77	38.3%
無回答	110	54.7%
回答者数	201	100.0%
非該当	778	-

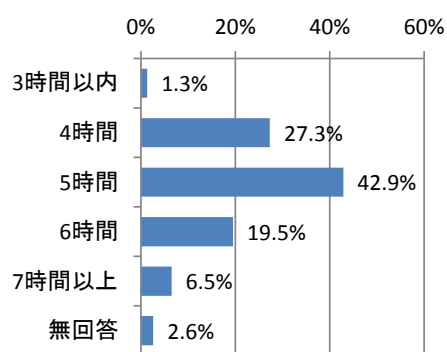
■希望する就労形態がパートタイム・アルバイト等の場合の希望する勤務日数・時間

(1 週あたり勤務日数)



日数	度数	構成比
1日	0	0.0%
2日	1	1.3%
3日	9	11.7%
4日	24	31.2%
5日	42	54.5%
無回答	1	1.3%
回答者数	77	100.0%
非該当	902	-

(1日あたり勤務時間)



時間	度数	構成比
3時間以内	1	1.3%
4時間	21	27.3%
5時間	33	42.9%
6時間	15	19.5%
7時間以上	5	6.5%
無回答	2	2.6%
回答者数	77	100.0%
非該当	902	-

4 桐生市の現状

- (1) 現在市内には、待機児童はいません。
- (2) 現行制度では、下限時間を設定していません。

5 桐生市の対応方針（案）

ニーズ調査の結果（1日の4時間以上、週3日以上就労を希望する人が多い状況）及び桐生市の現状を考慮した場合、保育短時間認定における就労時間については、保護者にとって最も利用しやすいように、**月48時間** に設定するのはいかがでしょうか。

※1か月あたり48～64時間の間で設定する必要がある。

月48時間：就労状況は、1日4時間×週3日×4週＝48時間

6 今後の流れ

本子ども・子育て会議で決定いただきました、保育短時間認定における就労時間につきましては、今後本市が定めます認定に関する基準におきまして、条文の中で規定することになります。

（具体例）

第〇条 保育の認定は、小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。

以上